

暮らし



ひろしま



▷15◁

担当は 弁護士 渡辺 秀行



会社を設立し、自分が作った商品を販売しようとする場合、会社の名前(商号)、商品につける名前(商標)を考案するにあたって、法律上、どんな規制があるのでしょうか?

まず商号に関してですが、会社を設立する場合、会社の所在地を管轄する登記所に登記する必要があります。同じ所在地に同じ商号の会社が登記さ

れていない限り、登記できませんので、比較的自由

損害賠償を請求される危険性もあります。従って、

商標登録 きちんと調査を

に商号の選択が可能です。一方、商標は、登録は必要とはされていません。しかし、ライバル会社が先に同じ商標を登録してしまつた場合には使

そのようなことが予想される場合には商標登録をしておいた方がよいでしょう。登録は特許庁に申請します。商標の場合には、国内で同一または類似の商品に同一または類似の商標がある場合には、登録できません。

商品に似たような商標が付されているのかをきちんと調査しましょう。また、商標法では登録申請する商標が、その商品の普通名称を普通用いられる方法で表示するだけのもの(お茶漬けのり)の

商標)、商品の原材料などを普通に用いられる方法で表示するだけのもの(カニを主材料とするしゃぶしゃぶ用の詰め合わせ材料に「カニしゃぶ」の商標)のように、自分の商品を他人の商品と区別する働きのない名称の場合には、登録できないことになっていきます。従って、商標登録に際しては、消費者らがその商標を見ただけで、他人の同一商品などと区別できるかどうかを検討する必要があります。

「わたなべ・ひでゆき、山下江法律事務所」

- 紙屋町法律相談センター ☎082-225-1600
- ひがし広島法律相談センター ☎082-421-0021
- 備北法律相談センター ☎0824-64-1008
- 呉法律相談センター ☎0120-969-214
- 法律相談センター福山 ☎084-973-5900